

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（平成21年4月以降分）

（所得税法別表第四）

賞与の 金額に 乗ず べき 率	甲										
	扶 養 親 族										
	0 人		1 人		2 人		3 人				
	前 月 の 社 会 保 険 料 等 控										
	以 上		未 満		以 上		未 満		以 上		未 満
0 %	千円 68	千円 千円未満	千円 94	千円 千円未満	千円 133	千円 千円未満	千円 171	千円 千円未満			
2	68	79	94	243	133	269	171	295			
4	79	252	243	282	269	312	295	345			
6	252	300	282	338	312	369	345	398			
8	300	334	338	365	369	393	398	417			
10	334	363	365	394	393	420	417	445			
12	363	395	394	422	420	450	445	477			
14	395	426	422	455	450	484	477	513			
16	426	550	455	550	484	550	513	557			
18	550	668	550	689	550	710	557	730			
20	668	714	689	738	710	762	730	786			
22	714	750	738	775	762	801	786	826			
24	750	791	775	817	801	844	826	872			
26	791	847	817	876	844	905	872	934			
28	847	917	876	949	905	980	934	1,012			
30	917	1,280	949	1,304	980	1,328	1,012	1,352			
32	1,280	1,482	1,304	1,510	1,328	1,538	1,352	1,566			
35	1,482	1,761	1,510	1,794	1,538	1,828	1,566	1,861			
38	1,761 千円以上		1,794 千円以上		1,828 千円以上		1,861 千円以上				

（注） この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいいます。

また、「賞与の金額に乗ずべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

（備考） 賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりです。

- 1 「給与所得者の扶養控除等申告書」（以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。）の提出があった人（4に該当する場合を除きます。）
 - (1) まず、その人の前月中の給与等（賞与を除きます。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」といいます。）を控除した金額を求めます。
 - (2) 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
 - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 2 1の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の扶養親族等のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。

乙																			
等 の 数																			
4 人		5 人		6 人		7 人以上													
除後の給与等の金額																			
前月の社会保険料等控除後の給与等の金額																			
以上		未満		以上		未満		以上		未満									
千円		千円		千円		千円		千円		千円									
210		千円未満		243		千円未満		275		千円未満		308		千円未満					
210	300	243	300	275	333	308	372												
300	378	300	406	333	431	372	456												
378	424	406	450	431	476	456	502												
424	444	450	472	476	499	502	527												
444	470	472	496	499	525	527	553			241		千円未満							
470	504	496	531	525	559	553	588												
504	543	531	574	559	604	588	632												
543	592	574	622	604	652	632	683												
592	751	622	771	652	792	683	812												
751	810	771	834	792	859	812	884			241		305							
810	852	834	879	859	905	884	932												
852	901	879	929	905	957	932	985												
901	963	929	992	957	1,021	985	1,050												
963	1,043	992	1,074	1,021	1,106	1,050	1,137												
1,043	1,377	1,074	1,401	1,106	1,425	1,137	1,449			305		563							
1,377	1,594	1,401	1,622	1,425	1,651	1,449	1,679												
1,594	1,894	1,622	1,928	1,651	1,961	1,679	1,994												
1,894 千円以上		1,928 千円以上		1,961 千円以上		1,994 千円以上													

- 3 扶養控除等申告書の提出がない人（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含み、4に該当する場合を除きます。）
- (1) その人の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
 - (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
 - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。
- 4 前月中の給与等の金額がない場合や前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額（その金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、所得税法第186条第1項第1号若しくは第2号又は第2項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第3項の規定を含みます。）により、月額表を使って税額を計算します。
- 5 1から4までの場合において、その人の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額をその倍数で除して計算した金額を、それぞれ前月中の給与等の金額又はその金額から控除される社会保険料等の金額とみなします。